

広島県・島根県観光連携協議会富裕層向けツアー造成及び販売等業務委託仕様書

1 目的

広島県・島根県観光連携協議会（以下「協議会」という。）において、広島・島根両県（以下「両県」という。）の魅力ある観光素材を活用して広域周遊を促進する旅行商品の造成及び販売を行う。特に、個人旅行の中でも富裕層向けの体験ツアーを造成、販売することで、両県を周遊する消費単価の高い観光客の増加を図ることを目的とする。

また、既存の観光プロダクトの磨き上げを行い、将来的に商品造成に繋がる可能性のある魅力ある観光プロダクトを創出する。

2 委託業務名

広島県・島根県観光連携協議会富裕層向けツアー造成及び販売等業務

3 誘客ターゲット

- ・国内在住の富裕層

※この業務における「富裕層」とは、世帯年収 2,000 万円以上の層を指すものとする

- ・記念旅行者

※この業務における「記念旅行」とは、結婚周年記念旅行、定年退職記念旅行、〇〇歳記念旅行等、普段の旅行より消費単価の高い旅行を指すものとする

4 委託期間

契約締結日～令和6年3月31日

5 委託業務内容

(1) 両県の観光スポットや体験プラン（以下「観光スポット等」という。）を周遊する富裕層向けツアーの造成及び販売にかかる下記業務の実施

① 観光スポット等の選定及びツアーコースの作成

協議会と事前協議の上、観光スポット等の選定及びツアーコースの作成を行うこと。なお、作成にあたっては以下の点に留意すること。

- ・作成数：2コース（各1泊2日以上とすること。）
- ・2コースのうち、1コース以上は島根県石見地域（※）のいずれかの市町を行程に含むこと
※島根県石見地域…大田市、江津市、浜田市、益田市、美郷町、川本町、邑南町、津和野町、吉賀町
- ・両県の観光スポット等や宿泊施設の数に偏りがないよう配慮すること
- ・既存の体験プラン等を活用しても構わないが、両県を周遊する際のコース全体の統一感、移動手段及び移動時間等を考慮してコース作成すること
- ・ツアー内容には高付加価値な体験を含めることとし、一般的な個人旅行との差別化を図るよう努めること

② モニターツアーの実施

上記（1）①で作成したコースに基づきモニターツアーを行うこと。なお、実施にあ

たつては以下の点に留意すること。

- ・モニターツアー参加者は富裕層を主に扱う旅行会社等、本業務の目的と関連する事業者1者以上とし、受注者が選定すること
- ・視察先、関係機関との連絡、調整を行うこと
- ・移動手段、食事宿泊先、ガイド等モニターツアーの実施に必要な一切の手配及び運営を行うこと
- ・広島県内または島根県内発着とし、参加者の集合場所までの交通費・宿泊費・飲食費等は参加者または受注者の負担（委託対象外経費）とすること
- ・モニターツアーの様子を記録した動画、写真、記事等について整理し、業務完了報告時にデータで提出すること。また協議会がこれらの資料等を会議の報告資料で使用するについて、事前に受注者から各関係機関に了承を得ること

③ アンケートの実施

- ・モニターツアーの参加者に対してアンケートを実施して、ツアーについての提案、助言を得て、プロダクトのブラッシュアップに活用すること

④ 周遊ツアーの販売

- ・観光スポット等や宿泊施設等と連絡調整を行い、造成したツアーについて販売可能な体制を構築すること
- ・造成数：2コース
- ・販売額は本業務実施翌年度から3年で委託金額分を販売することを目標とすること
- ・販売実績は協議会の求めにより最低3年間は随時提出できるよう協力すること

⑤ 販売促進にかかるプロモーション

- ・造成したツアーの販売を促進するため、本業務で定義する「富裕層（または富裕層を顧客に抱える事業者）」「記念旅行者」へ戦略的にプロモーション活動を行うこと
- ・制作した宣伝ツール及び画像、動画等の著作権は全て協議会に帰属し、協議会が認める別の業務において使用できるものとする。モデル等やその他事情により、使用期限が発生する場合は事前に協議し決定すること

(2) 観光プロダクトの磨き上げ

令和6年度以降に協議会が造成する両県周遊ツアーに組み入れることを想定して観光プロダクトの磨き上げを行うこと。なお、実施にあたっては以下の点に留意すること

- ・選定するプロダクトは各県1つずつとする
- ・広島県内または島根県内発着とし、参加者の集合場所までの交通費・宿泊費・飲食費は参加者または受注者の負担（委託対象外経費）とすること。
- ・選定したプロダクトについて、モニターツアーを実施し、実施に係る視察先、関係機関との連絡、調整等のモニターツアーの実施に必要な一切の手配及び運営を行うこと
- ・モニターツアー参加者は富裕層を主に扱う旅行会社等、本業務の目的と関連する事業者1者以上とし、受注者が選定すること
- ・広島県内または島根県内発着とし、参加者の集合場所までの交通費・宿泊費・飲食費は参加者または受注者の負担（委託対象外経費）とすること
- ・モニターツアーの結果を踏まえて、プロダクトのブラッシュアップをすること

(3) 業務完了報告書の提出

協議会に以下の内容を記載した業務完了報告書を提出すること。

- ・ (1) で造成及び販売したツアーの内容及び販売実績
- ・ (1) 及び (2) で実施したモニターツアーの実施記録 (写真画像等含む) 及び電磁媒体 (CD)
- ・ (2) で磨き上げを行ったプロダクトの一覧及び個票

6 協議会との調整

- (1) 受注者は、受注後に具体的な個別事業の内容、スケジュール、工程等を記載した「実施計画書」を作成すること
- (2) 受注者は、業務遂行にあたり、協議会と定期的な打ち合わせを行うものとする。
- (3) 受注者は、協議会との打ち合わせ結果を記録にまとめ、速やかに協議会に提出するものとする
- (4) 受注者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに協議会に報告し協議を行い、その指示を受けること

7 秘密保持

- (1) 本業務に関し、受注者が協議会から受領又は閲覧した資料等は、協議会の了解無く公表又は使用してはならない。
- (2) 受注者は、本業務で知り得た協議会及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

8 個人情報の保護

受注者は、本業務 (再委託した場合を含む。) を履行する上で、個人情報を扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

9 再委託

受注者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、協議会の承諾を得なければならない。

10 その他

(1) 成果物に関わる著作権の扱い

5の(1)①②③⑤、(2)及び(3)の業務については、記録した成果物の著作権(著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む)、所有権等、その他の一切の権利は協議会に帰属するものとする。

ただし、受注者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術に関する権利等(以下、「権利留保分」という。)については、受注者に留保するものとし、この場合は、協議会は権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

- (2) 協議会は、協議会もしくは協議会が指定する者が制作・運営するウェブサイト、紙媒体、

SNSその他媒体において、本業務で制作されたコンテンツを無償で二次使用することができるものとする。